

平成18年第4回定例会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

平成18年12月19日 午前10時00分開議

日程第1	議案第133号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第134号	吉岐市副市長定数条例の制定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第135号	吉岐市税条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第136号	吉岐市水道水源保護条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第137号	平成18年度吉岐市一般会計補正予算(第5号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第138号	平成18年度吉岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第139号	平成18年度吉岐市老人保健特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第140号	平成18年度吉岐市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第141号	平成18年度吉岐市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第142号	平成18年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第143号	平成18年度吉岐市三島航路事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第144号	平成18年度吉岐市水道事業会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第146号	長崎県離島医療圏組合規約の変更に関する協議について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第147号	八幡浦地区特定漁港整備工事(1工区)請負契約の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	認定第5号	平成17年度吉岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第6号	平成17年度吉岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	認定第7号	平成17年度吉岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第18	認定第8号	平成17年度吉岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第19	認定第9号	平成17年度吉崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第20	認定第10号	平成17年度吉崎市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について	厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第21	認定第11号	平成17年度吉崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第22	認定第12号	平成17年度吉崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第23	認定第13号	平成17年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第24	議案第148号	石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の変更について	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第25	議案第149号	平成18年度吉崎市一般会計補正予算（第6号）	議案説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第26		長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	指名推薦 町田 正一議員
日程第27	発議第8号	吉崎市における廃棄物処理に関する決議について	提出者説明・質疑・委員会付託省略 討論・採決 本会議・可決
日程第28		吉崎市議会議員の定数に関する調査の報告について	議会運営委員長 報告
日程第29		一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会中間報告について	一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長 報告
日程第30		委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件	申し出のとおり 決定
日程第31		議員派遣の件	原案のとおり 決定

#### 本日の会議に付した事件

（議事日程第5号に同じ）

#### 出席議員（26名）

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鷓瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君

17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
19番 倉元 強弘君	20番 瀬戸口和幸君
21番 市山 繁君	22番 近藤 団一君
23番 牧永 護君	24番 赤木 英機君
25番 小園 寛昭君	26番 深見 忠生君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局次長 山川 英敏君
事務局係長 瀬口 卓也君	事務局書記 松永 隆次君

説明のため出席した者の職氏名

市長 .....	長田 徹君	助役 .....	澤木 満義君
収入役 .....	布川 昌敏君	教育長 .....	須藤 正人君
総務部長 .....	松本 陽治君	市民生活部長 .....	山本 善勝君
産業経済部長 .....	喜多 丈美君	建設部長 .....	中原 康壽君
消防本部消防長 .....	山川 明君	郷ノ浦支所長 .....	鳥巢 修君
勝本支所長 .....	米本 実君	芦辺支所長 .....	山口浩太郎君
石田支所長 .....	瀬戸口幸孝君	教育次長 .....	久田 昭生君
病院管理部長 .....	山内 義夫君	総務課長 .....	堤 賢治君
財政課長 .....	久田 賢一君		

午前10時00分開議

議長（深見 忠生君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は26名であり、定足数に達しております。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1．議案第133号～日程第23．認定第13号

議長（深見 忠生君） これより議案審議を行います。日程第1、議案第133号地方自治法の

一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから日程第23、認定第13号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで23件を一括議題とします。本案の審査は各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長の報告を求めます。14番、中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

総務文教常任委員長（中田 恭一君） 総務文教常任委員会より委員会の審査報告を行います。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第133号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決。議案第134号壱岐市副市長定数条例の制定について、原案可決。議案第135号壱岐市税条例の一部改正について、原案可決。

以上、報告致します。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。22番、近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告を申し上げます。

委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第138号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第139号平成18年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第140号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第146号長崎県離島医療圏組合規約の変更に関する協議について、原案可決。

次に、17年度の決算認定についての委員会審査報告をいたします。

委員会審査報告書、認定第5号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成17年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第10号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について。本委員会に付託された認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第10号については、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

意見を申し上げます。特別養護老人ホームについては、現在100名の入所者のほかに60名

の待機者がある。また、平成21年度末には医療制度改革により病院の療養型病床が現在の6割に削減され、さらに入所希望者の増加が見込まれる。昨年の決算審査の折にも申し上げましたけれども、施設の老朽化と入所者の安全性等を考えたとき、もっとゆとりのある場所に早期の移転建築が必要であると指摘をしていましたが、いまだに検討されていない。また、本年度の事業決算では、8,792万7,781円の残金が生じているが、基金積立額はわずか28万3,633円である。積立金の予算額をさらに増額し、基金の積み立てを図られるとともに、施設の移転建設について早急に検討する必要がある。なお、特養ホーム事業特別会計には、財政調整基金と施設整備資金と合わせて、現在4億858万円の基金が積み立てられており、これらの活用を考えられたい。

以上で報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。24番、赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

産業建設常任委員長（赤木 英機君） 委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第136号壱岐市水道水源条例の一部改正について、原案可決。議案第141号平成18年度壱岐市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、原案可決。議案第142号平成18年度壱岐市下水道特別会計補正予算（第3号）について、原案可決。議案第143号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決。議案第144号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案可決。議案第147号八幡浦地区特定漁業整備工事（1工区）請負契約の変更について、原案可決。

次に、決算認定について報告します。

認定第8号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第9号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第11号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第12号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定第13号平成17年度壱岐市芦辺ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について。本委員会に付託された認定第8号、認定第9号、認定第11号、認定第12号、認定第13号については、審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

意見としまして、水道使用料の徴収については、鋭意努力されているものの、過年度からの滞

納や高額滞納者も見受けられ、年々滞納累計の傾向にある。徴収に当たっては、現場に出向き、訪問徴収や分納契約を結ぶなど滞納金の厳選かつ的確な処理体制の確立を図る必要がある。特に悪質な滞納者に対しては、給水停止等の措置も視野に入れ、徴収に有効な手段を積極的に講じて未収金の早急な解消に向け、なお一層の努力をされるよう要請をする。

以上でございます。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。20番、瀬戸口和幸予算特別委員長。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 登壇〕

予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員会の審査を報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第103条の規定により報告します。

議案第137号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）、原案可決。

以上であります。

〔予算特別委員長（瀬戸口和幸君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。

日程第1、議案第133号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから日程第23、認定第13号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算についてまで23件に対し一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、日程第1、議案第133号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてから日程第23、認定第13号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで各委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第133号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第133号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第134号壱岐市副市長定数条例の制定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第134号壱岐市副市長定数条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第135号壱岐市税条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第135号壱岐市税条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第136号壱岐市水道水源保護条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第136号壱岐市水道水源保護条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第137号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第137号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第138号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第138号平成18年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第139号平成18年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第139号平成18年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第140号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第140号平成18年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第141号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員



長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第141号平成18年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第142号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第142号平成18年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第143号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第143号平成18年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第144号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第144号平成18年度壱岐市水道事業会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第146号長崎県離党医療圏組合規約の変更に関する協議について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員

長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第146号長崎県離島医療圏組合規約の変更に関する協議については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第147号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第147号八幡浦地区特定漁港整備工事（1工区）請負契約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、認定第5号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第5号平成17年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第16、認定第6号平成17年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第6号平成17年度壱岐市老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第17、認定第7号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定つ

いて討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第7号平成17年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第18、認定第8号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第8号平成17年度壱岐市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第19、認定第9号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第9号平成17年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第20、認定第10号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第10号平成17年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第21、認定第11号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第11号平成17年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第22、認定第12号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第12号平成17年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第23、認定第13号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。この決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、認定第13号平成17年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第24・議案第148号～日程第25・議案第149号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第24、議案第148号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の変更について及び日程第25、議案第149号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

ただいま上程しました議案について、提案理由の説明を求めます。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 提案理由につきましては、担当課より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

〔教育次長（久田 昭生君） 登壇〕

教育次長（久田 昭生君） 議案第148号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の変更について御説明をいたします。

石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約を次のとおり変更いたしたく、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事、契約の方法、随意契約、変更後の契約金額、4億8,498万7,650円、現契約金額、4億5,990万円、契約の相手方は壱岐市勝本町本宮仲触199番地、倉元・割石特定建設共同企業体、代表者、株式会社倉元建設代表取締役松本鶴夫氏でございます。

提案理由は掲載いたしておりますが、石田スポーツセンター（仮称）の建設につきましては、当初は体育館として計画をいたしておりましたが、県建築課と協議を進めます中で、体育館に観覧席がある場合は、観覧部分の床面積が200平方メートル以上のもの、または観覧部分が固定席のものは集会所としての取り扱いになるとの指導を受け、このため防火設備等法的基準が厳しくなりますことから、防火区画等を追加いたしますとともに、木製ドアなどを防火戸に変更するものでございます。

また、外構工事につきましては、側溝のつけかえ、付設のほか、舗装工事等の追加、また工事を進めます上で、隣接地所有者であります天満神社との協議におきまして、神社の池及び参道の石積み、転落防止用のフェンス設置などを追加するものでございます。

それでは、内容等について御説明をさせていただきますが、説明資料といたしまして、概要等の説明資料を記した分と、それから、体育館につきましては、1階、2階、3階部分それぞれの平面図、それと外構部についての図面を添付いたしておりますので、そちらの方に基づいて説明

をさせていただきます。

まず、体育館1階部分でございますが、まず防火関係といたしまして、内壁部分につきましては、不燃材に変更をいたすものでございます。また、防火戸につきましては、ホールから柔剣道場に通じます廊下、これ表の部分、ホール側の部分に防火戸を1カ所新設いたします。

それから、変更といたしまして、各男女更衣室、またはシャワー室、あるいは階段部分、事務室等のドアを防火戸に変更させていただくものでございます。

それから、手すりといたしまして、玄関の階段部分に手すりを1カ所新設することにいたしております。それから、施設の充実といたしましては、卓球室、それからダンス室がございますが、ここの姿見鏡を1.2掛け1.8メートルから2メートル掛け6メートルのものに変更させていただくということでございます。

続きまして、2階部分でございますが、防火関係といたしまして、1階部分と同様、内壁を不燃材の方に變更いたします。防火戸といたしましては、用具倉庫の出入り口のドアを防火戸に変更ということでございます。

それから、施設の充実といたしまして、9人制バレーコートが計画に入っておりませんでしたので、9人制バレーコートを3面新設させていただくということでございます。それから、アリーナの有効利用ということもございまして、センター防球ネットを1カ所新設させていただきます。

それから、3階部分でございますが、これも内壁部分につきましては、1階、2階と同様、不燃材に変更をいたします。それから、トイレのドア部分並びに倉庫部分につきまして、防火戸に変更させていただきますとともに、観覧席の後ろ側部分を防火区画といたしますために、観覧席に通じます部分に防火戸を設置するようにいたしております。

それから、屋根の軒下部分の窓を固定式から排煙等できるように開閉式に変更させていただいております。

以上が体育館につきまして変更あるいは追加の部分の説明でございますが、続きまして、外構について御説明をさせていただきます。

まず、点字ブロックの付設でございますが、これは道路側部分から正面玄関まで点字ブロックを付設するというものでございます。それから、アスファルト舗装の追加でございますが、これは体育館正面部分とそれから駐車場から道路側に通じます、これは通路部分についてアスファルト舗装をお願いいたしておるところでございます。

それから、コンクリート舗装につきましては、体育館の後部、あるいは西側部分、それからお宮の参道に通じます道路側の部分、この部分をコンクリート舗装で行うことにいたしております。それから、排水側溝のつけかえでございますが、現場打ちといたしております部分につきまして

は、これはグラウンド側の方側でございまして、74.4メートルをお願いしております。また、落ちぶた式U字溝につきましては、これは体育館西側の池に面しておる部分につきましては、落ちぶた式U字溝を設置するようにならしてしております。それから、管渠型側溝付設といたしてありますが、これは体育館正面道路に並行して付設する部分につきましては44.9メートル、それから、幼稚園、小学校の方側に通じる部分の方として8.9メートルと、これを管渠型側溝ということで付設するようにならしてしております。

それから、コンクリート擁壁付設でございますが、これにつきましては、体育館後部西側部分に当たりますが、こちらにコンクリートの擁壁を21平米お願いするようにならしてしております。

それから、フェンス付設につきましては、池に面する部分は、メッシュフェンスを、それから参道とそれから駐車場の通路の面する部分には、ネットフェンスをお願いいたしてしております。

それから、野面石積みといたしてありますが、これは体育館本体が池とほとんど密接いたしておる状況でございましたので、神社側と協議をお願いいたしましたところ、約27平米ほどお願いすることができるということで、これは交換でお願いいたしてありますが、そういうことで体育館に面する部分側、それと参道に面する部分につきましては石垣の積みかえをお願いするものでございます。それから、植栽につきましても、神社との協議の中で植栽、マキを13本、それとグラウンド側にカイヅカイブキが植わってありましたが、工事の都合上現在抜いて仮植をさせていただいておりますので、これの移植を行うようにならしていただいております。

以上で、議案第148号について御説明をさせていただきましたが、今回お願いいたしております変更の部分につきましては、当初計画段階において盛り込むことが適当であったと思われるものが大半であるかと存じます。これは私どもの計画時における確認不足、また内容等について精査が十分でなかったことをおわび申し上げたく思っております。どうぞ御審議いただき御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

〔教育次長（久田 昭生君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 久田財政課長。

〔財政課長（久田 賢一君） 登壇〕

財政課長（久田 賢一君） 議案第149号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に1,499万円を追加し、歳入歳出予算の総額を225億8,530万円とします。

次に、11ページをお開き願います。3、歳出の6款3項水産業費の19節240万円でございますが、新世紀水産業育成事業につきましては、県から急に追加内示がございましたので、今回

追加をお願いするものでございます。事業内容は、箱崎漁港が現在木箱で出荷をいたしておりますが、これができなくなるために脱パン機を購入するものでございます。なお、財源につきましては、全額県の補助金でございます。

次に、10款3項中学校費15節の工事請負費1,259万円は、沼津中学校体育館の屋根の改修工事を計上いたしております。沼津中学校の体育館は、昭和47年3月の建築で既に34年経過をいたしております。その後一度屋根改修を行ってございましたけれども、今月に入り学校側から雨漏りがひどくなったという連絡を受け、調査の結果今回全面改修をお願いするものでございます。なお、財源につきましては、財政調整基金から1,000万円、あと残りは繰越金を充てております。

以上、よろしくお願いたします。

〔財政課長（久田 賢一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 説明が終わりましたので、議案の調査研究のためしばらく休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時45分休憩

.....

午前11時00分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

これから議案第148号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の変更について質疑を行います。

ここで倉元議員より退席の申し出がっておりますので、これを許可します。

〔19番 倉元 強弘議員 退場〕

議長（深見 忠生君） 質疑ありませんか。21番、市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 石田スポーツセンター（仮称）についての建築主体工事の変更について、今提案理由の説明がございました。提案理由の説明についてはよくわかったわけですが、そして、また次長も謝罪をされましたし、そして、最近次長もこれに関係されております。そうしたことで非常に辛い立場だろうと思っておりますが、質疑は質疑ですから質疑をいたしたいと思っております。

外構工事については、これはもう状況によって違うことはわかっておりますけれども、この主体工事の変更というのが、第一に県から指導があったと言われておりますけれども、これは設計、確認申請、そして、設計審査というのが、これがあるわけですね。それでその200席以上の観覧席とかいうことも最初からわかっておるわけですから、第一に私はもうこれ設計士が悪いと。次には県の指導が悪いと、何のために審査したかということですね。それで次長あたりはそうい



ったことには素人といえば素人ですからわからんはずですけども、それがあっております。それで、これは指導がいつごろあったものか。そして、これ設計士はどう言っておるのか。それから、この仮称は、石田スポーツセンター（仮称）ということが石田集会場（仮称）になるものか、ちょっとその点をお尋ねいたしたいと思っております。そりゃ用途が変わればこれは防火設備がもう消防長もお出でですけども、変わってくることはもう間違いのないわけですね。そうしたことで、その設計の段階と県の審査の時期と、そして、いつごろこの指導があったものか。そして、この仮称について、三つ。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） それでは、御質問にお答えさせていただきますが、この確認申請、いつということかということでございますが、確認申請につきましては、4月の26日に県の方にこの確認申請の申請書を提出いたしております。その後、協議等におきまして指導がなされたということでございます。

それから、設計士等もわかっておらなかったかということでございますけれど、この件につきましては、私の方もよくちょっと存じておりませんのでわかりません。

それから、この仮称のスポーツセンターの取り扱いでございますが、これは特に名称が変わることはございません。これは体育館施設ではありますが、観覧部分が200平米以上あるか、または観覧席が固定席であるかの場合は、体育館であっても集会場施設としての取り扱いがなされるということございまして、名称等に変更はございませんので、そうさせていただきます。

議長（深見 忠生君） 市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 確認申請は4月26日に出しておるようですが、そのときにこの指導はなくて、いつ指導があったかということですけども。それでも来年3月にこれは完成ですか、あと3カ月しかないわけですけども、いわゆる工期の延長とかいろいろ関係があると思うのですが。そして、また9人制バレーコートを3面新設とか、これも当初から計画に入っておらんかったわけですね。そういうところがやっぱりすり合わせをよくやらんと、いろいろこういう変更とかあるわけですから、当初よく計画をされてやらないかんですね。それでこの県の指導がいつ来たですか、それは。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） この県の指導いつなされたかということでございますが、これは4月26日に県の建築課が受け付けをいたしまして、その後協議がなされておりますので、そんなに遅くはなかったかとは思いますが。ただし入札を5月16日に執行いたしておるわけでございますが、これにつきましては、今回の事業が単年度工事ということで進めましたこともございまして、標準工期との問題もございまして、その辺は県と協議を進めながらさせていただいたとい

うことでございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 市山議員。

議員（21番 市山 繁君） 今4月26日に県と確認申請につき合わせて、そして5月16日に入札したと。そのときには既にもう県の指導があつたわけでしょう。それを今何でこの契約変更が今ごろあるのかというのが私はさっきから不審に思っていたわけですね。それはもう入札前にこういうことは出してやらんといかんとやないですかね。次長はそんなときお出でになつたらんから私も余り無理言いませんけれども、大体基礎的なこれはミスと私は思っておりますから。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） もう先ほども申し上げましたが、これは当初から計画されておるべきであったというふうには私たちも感じております。もう計画段階において十分な精査、また確認をとらなかつたということは大変おわび申し上げたいというふうに思っております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。22番、近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 要するに当初、このスポーツセンターは、いろいろ紆余曲折を経て、そして建設にこぎつけたわけですね。だから21番議員が言うように、やっぱり最初に当初に何でピシッともうちょっとしていなかつたなという気がするわけです。これはもう市長も御存知と思いますけれど、市のいろんな事業、至るところこういう状況が起こってきてるわけですよね。要するに後でいろいろ随意です。例えば体育館から集会所はわかります。じゃあそれについて例えばこれ見ても、不要な部分とかがあるわけでしょう。例えば体育館から集会所になって、例えば鏡の変更とか外構ですね、これ要るのかなという気がするわけです。それは防火上とか安全上とか、それはわかりますよ。わかるけども、それ以外にたくさんあるじゃないですか。これが果たして必要なという気がするわけです。金額にして2,500万円ですね、ざつとですね。で、最初からぶっこめば恐らく500万円でも1,000万円でも安くなったと思うんですよ。入札結果によってですね。だからこういうことがいつも行われよつたら、やっぱり市の財政厳しい状況ですから、やっぱり大変と思いますよね。だからもうちょっと考えて事業を推進していただきたいという気がするわけです。まず、そこが1点。

それと、細かなことですが、例えば姿鏡の変更なんか、先ほども言いましたけど全く関係ないですよ。体育館から集会所になろうと、集会所から体育館になろうと。で、この辺が何でこんなになったのかちょっとお聞きをいたします。例えば、この外構はるる説明はしませんけど、鏡ですね、少なくとも2メートルの6メートルですね、後の保守のことも考えていただきたい。割れたら要するに1枚全部取りかえないかんわけでしょう。例えば3枚セットで1連にするとか、そういう頭の切りかえはできんやつたとかないかという気がいたします。大まかな部分と今のその鏡

の部分2点、答弁をお願いいたします。これは担当者が変わったとか、そんなの関係ないですよ。要は最初の段階からのものですから、たまたま久田さんが次長になっただけで、担当者が変わったとかそういうことは関係ないと思いますが。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） もう計画段階において十分でなかったことは、大変申しわけなくおわびを申し上げたいと思いますが、今後事業を推進する上におきましても、十分この辺は気をつけて今後まいりたいというふうに考えております。

それから、この姿鏡でございますが、これにつきましては、ダンス等される場合、大きい方がどうしても必要だということで要望等ございまして、こういうふうに変更させていただいております。これはメンテナンスの問題もあるかと思いますが、これにつきましては、普段使わないときは、覆い等は被るような形になっておりますので、その辺は十分気をつけていきたいというふうに考えております。

全体的に不用なものがないかということでございまして、今回お願いをいたしております部分、特にバレーコート等につきましても、これは現在9人制、もちろん必要でございますので、やらさせていただきます。この鏡等につきましても、ダンスをされない方等につきましても、その辺お思いになる点もあるかと存じますが、これ利用される方にとりましては、こういうのをぜひお願いをしたいというような要望もあっておりますので、お願いをいたしております。今回この防火設備以外では、その鏡とかバレーコートの新設、それから、防球ネットの新設につきましては、アリーナの有効利用ということも考えまして、片方ではバレーの練習できる、また片方ではバドミントンができるというような状況があるかと思っておりますので、その点もありまして防球ネットの新設も新しくさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 近藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 市長にお尋ねをいたしますが、たまたま今回の次長ですけど、やっぱり今後こういうことのないようにという答弁が結構が多いんですよ。この市長になられての2年をとってもですね。だからもうちょっとやっぱり職員に対して指導を徹底していただきたい。2,500万円の話でしょう。市民にとっては大きな金ですよ。その辺を考えて自分の金じゃないから適当にとは言いませんけど、そういう姿勢が見受けられる。特にそこを注意をしていただきたいと思いますが、いかがですか市長。

議長（深見 忠生君） 長田市長。

市長（長田 徹君） 言われるとおりでございます。私もこういうことがないように、やはり建設前によく体育施設、バレー、剣道協会、その方たちの意見を聞きながら、そして、こういう

ことが実際にもう起こってるわけですが、ないようにということを念を押した上でこういう結果になったのが本当にもう残念でなりません。本当に言われるのもわかっております。ありがとうございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。25番、小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） 今のやり取りを聞いておいて、私一つ疑問に思うことがありまして。というのは、事務当局が確かに事務作業を詰めるのが不十分であったと。その点は次長ももう陳謝されておりますので、それはもう野暮は申しません。が、建築基準法という法律がございまして、ある一定の大きさの建物を建てる場合は、建築確認という手続きを経なければならない、こうなっております。が、今回の建物についても当然建築確認の手続きが必要になるわけですが、それを私が不思議に思うのは、設計士が何でこういった設計ミスがあることについて気がつかなかったのか、それを不思議に思うわけですね。少なくとも1級建築士の免許を持ってある方が設計されとるはずですから。集会所、観覧席が200平米以上ある場合は、消防法の適用も厳しくなるよと、そういったことは当然設計上わかっておったんじゃないかと、ここを疑問に思うわけですが、その点について追求されたかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） 申しわけございませんが、そのところは建築士との方とは話はいたしておりません。

議長（深見 忠生君） 小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） その辺が甘いというわけですよ。やり方が。そのぐらいのことは気づいていただきたい。そして、やっぱり以後のやり方についても当該設計士については注意をするとか、勧告をするとか、当然そういうことはやっていかないからこういうことが連続するんじゃないか。そのことを申し上げて終わります。

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。10番、豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） これは一応契約変更ですが、実際に市有地であればこういうことがあるわけですが、先ほどいろいろ話を聞いてみますと、池とかあるいは神社の参道とかいうことがあってたんですが、これは確認です。賠償費等で計上するものがあるんじゃないかという懸念はしておりますが、その確認だけお願いします。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） この池の部分の面積部分につきましては、市有地の方と交換をさせていただいておりますので、買収費の方は出てまいりません。そのほかの部分につきましても、買収等については出てまいりません。

以上でございます。

議長（深見 忠生君） 豊坂議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） 先ほどコンクリート舗装の中で、神社の舗装というのがあったものですから、参道とかいろいろお話が出ておったもんですから、全部市有地であればいいです。

議長（深見 忠生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第148号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第148号石田スポーツセンター（仮称）建築主体工事請負契約の変更に  
ついては、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第148号は委員会の付託を省  
略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案は原案のと  
おり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第148号石田スポーツセンター（仮  
称）建築主体工事請負契約の変更に  
ついては、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

〔19番 倉元 強弘議員 入場〕

議長（深見 忠生君） 次に、議案第149号平成18年度吉崎市一般会計補正予算（第6号）  
の質疑を行います。質疑ありませんか。13番、鵜瀬和博議員。

議員（13番 鵜瀬 和博君） 11ページの新世紀水産業育成事業費補助金についてお伺いし  
ます。

御説明では、箱崎漁協の木箱が使用できなくなったということで、脱パン機というふうに説明  
されましたけども、脱パン機について御説明をお願いします。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 鵜瀬議員にお答えをいたしたいと思います。

まず、経過を申し上げますと、箱崎漁協は定置の鮮魚の部分を瞬間冷凍して鮮魚で出すという  
方法を木のト口箱で実施をいたしておりました。それが食品衛生法の改正で12月1日から木の  
ト口箱では出荷できないということに相なりました関係から、どうしても定置の部分の鮮魚を冷

凍方式で送りたいという方法で、実はいろいろ研究をされておりまして、先進地を見に行かれまして、凍らせるのを金の箱を使うと、その中に海水を入れて魚を瞬間冷凍するということで、今度はその凍った魚を取り出すのに箱まんまで出荷をしますと傷がつきますので、氷漬けした魚をそのまま出荷をするための氷を取り出すのを脱パンと、字は脱着の「脱」に「パン」はカタカナでございます。脱パン機というそういう機械でございます。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。25番、小園議員。

議員（25番 小園 寛昭君） お尋ねします。水産業振興費240万円、補正でございますが、これは財源の内訳を見ますと、全額国県支出金ということになっております。一般財源からの支出がございませんが、この点についてお尋ねします。

もう1点は、沼津中学校の体育館の屋根、建築年度は昭和47年ということで古うございますけれども、一回修理をされたということでございますが、いつされたのかお尋ねします。

議長（深見 忠生君） 喜多産業経済部長。

産業経済部長（喜多 丈美君） 今回の部分につきましては、日にちが非常に切迫をしての要望書が出てきました関係から、平成19年当初でいかがでしょうという話を組合長といたしたわけでございますけども、12月1日からもう既に出荷がとまっておると。当初でやりますと4カ月のブランクが出てくるから、今回は本来ですと新世紀ですから県の補助金の2分の1は市が継ぎ足すということで県との申し合わせをいたしておるわけですが、今回の一般財源については、財政が厳しい折ですから、当初しかという話をしましたけども、その一般財源よりも出荷を停止する方が厳しいから、ぜひこれを予算化してくれということで今回は一般財源を入れておりません。

以上です。

議長（深見 忠生君） 久田教育次長。

教育次長（久田 昭生君） 沼津中学校の屋根改修でございますが、これにつきましては、昭和62年に一度改修がされているということで聞いております。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、議案第149号の質疑を終わります。

お諮りします。議案第149号平成18年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第149号は委員会の付託を省略することに決定されました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第149号平成18年度吉崎市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第26．長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（深見 忠生君） 次に、日程第26、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行なうことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に、町田正一議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました町田正一議員を長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました町田正一議員が長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました町田正一議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。町田正一議員、長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員当選承諾並びにごあいさつをお願いします。町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 御推薦いただきまして、ありがとうございました。国保会計の38%を占めております75歳以上の後期高齢者の医療費の問題について、今回全国に先駆けて長崎県は後期高齢者医療連合を結成するわけでありますが、一方では非常にこの連合も多くの問題を抱えております。一つは、長崎県といっても長崎市、佐世保等の都市部と離島あるいは過疎

地域の75歳以上の後期高齢者にかかる医療費は、例えば長崎だったら1人当たり年間100万円以上かかっています。壱岐市だったら大体70万円、年間1人当たりの医療費がですね、その格差は何かというと、都市部と離島、過疎地域の医療設備に非常に乖離があるということです。ところが、一方では今回の負担割合を見ても、高齢化率が50%、それから人口割が40%、均等割が10%という形になってるわけですが、このままいくと離島、あるいは過疎地域の負担割合が現在よりも多くなっていくのではないかと非常に懸念しております。そういった意味でこの議会においては私は離島の立場を強く主張していきたいと考えております。本当にきょうは御推薦いただき、ありがとうございました。（拍手）

#### 日程第27・発議第8号

議長（深見 忠生君） 次に、日程第27、発議第8号壱岐市における廃棄物処理に関する決議についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。22番、近藤議員。

〔提出者（近藤 団一君） 登壇〕

議員（22番 近藤 団一君） 壱岐市における廃棄物処理に関する決議（案）。壱岐市における廃棄物の処理に関しては、島内処理を基本としながらも、循環型社会の構築及び関係法令に準拠した適正処理を行うために、一部を島外に搬出し、その処理を委託している。適正処理の推進は、島という自然環境を保護し、島民の生活環境を保全していくために必要不可欠であり、行政及び議会に課せられた当然の責務であると考えます。したがって、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、廃棄物の発生を抑制し、減量化、資源化に、なお一層努めるとともに、諸施策の充実と推進を図らなければならない。

なお、島外の産業廃棄物の処理を目的とする施設等の建設については、壱岐市民の総意としてこれを受け入れないものとする。

以上、決議する。平成18年12月19日、壱岐市議会。

〔提出者（近藤 団一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） これから発議第8号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、発議第8号の質疑を終わります。

お諮りします。発議第8号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会の付託を省略す



ることに決定されました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 討論がないようですので、討論を終わり採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第8号壱岐市における廃棄物処理に関する決議については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第28．壱岐市議会議員の定数に関する調査の報告について

議長（深見 忠生君） 次に、日程第28、壱岐市議会議員の定数に関する調査の報告についてを議題とします。

本件について議会運営委員長の報告を求めます。牧永議会運営委員長。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 登壇〕

議会運営委員長（牧永 護君） 壱岐市議会議員の定数に関する調査の報告について。議会運営委員会におきましては、壱岐市議会議員の適正定数はいかにあるべきか今日まで調査を進めてまいりましたので、その結果について御報告いたします。

さきに実施した徳島県の二つの市における先進地視察においても、住民の意向を踏まえ大所高所に立った決断がなされている状況等は既に御報告のとおりでございます。

また、壱岐市における行政改革の推進や市民の議会に対する意向を推察するとき、議会の果たすべき役割、即ち行政への批判、監視や住民サービスの低下を生じることのない範囲において定数削減は避けて通れない課題であると合意に達したところであります。17年12月末現在における全国の人口3万人規模で62市の議員定数は最大26人、最低15人、平均21.05人となっております。また、その中でも定数を22人とした市が13市と最も多く、壱岐市の実情や常任委員会等を考慮しても、これらを参考にすべきと考えられます。したがって、壱岐市議会運営委員会としては、次の一般選挙から定数を22人にすることを提案したい旨、意思決定いたしました。今後は各議員に御理解を賜るよう協議を進め、できれば平成19年度3月定例会において関係条例案の提出を行いたいと思います。

以上、調査報告といたします。

〔議会運営委員長（牧永 護君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、吉岐市議会議員の定数に関する調査の報告についての質疑を終わります。

日程第 29 . 一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会中間報告について

議長（深見 忠生君） 次に、日程第 29、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会中間報告についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。町田特別委員長。

〔一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 登壇〕

一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 本委員会に付託された調査事件について、別紙のとおり会議規則第 45 条第 2 項の規定により中間報告をいたします。

本委員会は、長崎歴史文化博物館、長崎さるく博視察も含めて 7 回開催いたしました。この間、議員・市民に対しては、すべての資料はオープンにするという原則のもとに基本設計等の公表を行ってきたわけであります。現在の段階を申し上げますと、県、市との間では、黒川設計、丹青社、乃村工芸社の 3 社グループにより、それぞれ建築・内装展示・管理運営について入札が行われました。

本委員会では、現在建築設計と内装展示について、業者、あるいは県担当室長等との論議を重ねてまいりました。建築設計については、現在計画されている屋上部分の芝生化の問題、2 番目に側面の窓ガラスが非常に高いことから、窓ガラスの清掃、それから 3 番、交通のアクセス、4 番、形状についても地元の鶴亀触の名称を取り入れる形で設計変更ができないのかどうか、5 番、開館時期は観光客の動向から見て秋から春にすることがふさわしいのではないか等の問題を現在もまだ引き続いて論議しております。特に屋上部分の芝生化については、引き続き県、市、黒川設計と問題点について論議しております。

内装展示については、地元の物産等を販売するスペース、また地元の食材を利用して食事ができないか等、一部管理運営に関することまでも含めて審議しているところであります。

最後に、一番問題になる管理運営については、建設、内装の 2 形態が決定した後でないとはっきりと結論めいた論議ができないということであります。最も論議が必要とされる管理運営面については、業者側より最低 10 万人の来場者があると自信を持って明言をされております。今後も引き続き建築設計、展示設計の論議をさらに深めるとともに、早急に管理運営部分の論議をいたしていく所存であります。

以上です。

〔一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。22 番、近

藤議員。

議員（22番 近藤 団一君） 簡単に2カ所ちょっとお聞きをいたします。屋上部分の芝生化ですけれども、少なくともやっぱり夏場を考えたときに、土盛り部分がどの程度になるのか、そうならば建物強度も要るし、また、建築費に跳ね返ってくるわけ、その辺をどう検討されているのかお聞きをいたします。

それと交通アクセスについては、やはり観光バスとか自家用車だけじゃなくて、やはり路線バスも使ってこられるわけで、一番近いバス停からのことも考えてやっぱりやっていただきたいという気がいたしますが、この2点お願いいたします。

議長（深見 忠生君） 6番、町田委員長。

一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員長（町田 正一君） 屋上緑化の芝生化については、今回建築で入札されました黒川紀章建築設計事務所の今回の建物の根幹をなす部分であります。もちろん委員会の中でも今後の管理運営、それから費用等について、非常に綿密に論議、まだしておるところであります。ムカデ芝とかいう新しい、全国でもまだ四、五カ所ぐらいしか採用されてない芝を今回採用したいというふうに黒川設計の方は言っておるわけですが、それが本当に壱岐の風土に適しているかどうか、あるいはそれができたことによって管理運営面についてさらに多額の負担がかかるんじゃないかということも含めて、今論議しております。この前市長もぜひそれを実験的にやってもらいたいというふうにそれを市長も答弁されておりますので、それについてはまだ引き続き調査結果を業者の方に待ちたいと思っております。

それから、費用については、その芝生化によって年間の光熱費は大体400万円ぐらい削減されるということを聞いております。もちろん芝生化したからといって建築設計費が上がるとかいうことではありません。

それから、2番目の交通アクセスの問題は、もちろん観光客があそこの場所まで行くには、今の壱岐交通の乗合バスでは、恐らくそれだけでは無理だろうから、石田、あるいは郷ノ浦、芦辺港等からの交通アクセスを何らかの形で考える必要があるのではないかというのが強い委員会の意見としてあります。今近藤議員がおっしゃられたことも今後含めて検討していきたいと思えます。

以上であります。

議長（深見 忠生君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 質疑がないようですので、一支国博物館（仮称）建設等に関する調査特別委員会中間報告についての質疑を終わります。

### 日程第30．委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第30、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長、決算特別委員長から会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩をいたします。

午前11時42分休憩

.....  
午前11時43分再開

議長（深見 忠生君） 再開します。

### 日程第31．議員派遣の件

議長（深見 忠生君） 次に、日程第31、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されました。

お諮りします。今期定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

議長（深見 忠生君） 以上で、本日の日程は終了しました。ここで長田市長よりごあいさつの

申し出がっておりますので、これを許します。長田市長。

〔市長（長田 徹君） 登壇〕

市長（長田 徹君） 議会閉会に当たり一言お礼を兼ねてごあいさつを申し上げます。

去る12月1日より本日まで19日間にわたりまして、本会議並びに委員会を通じまして慎重に御審議をいただきました結果、一部閉会中の継続審査もございますが、議案につきまして可決、御承認を賜りまして、まことにありがとうございました。

議員各位には、連日にわたる御労苦に対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

ことしも余すところあとわずかとなりましたが、議員皆様方にはよいお年をお迎えになられますことをお祈りを申し上げます。簡単ではございますが、今12月議会定例会の閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

〔市長（長田 徹君） 降壇〕

議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成18年第4回市議会定例会を閉会いたします。大変皆様お疲れでございました。傍聴者の方もありがとうございました。

午前11時45分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 深見 義輝

署名議員 坂本 拓史